

## 書評

杉野罔明著 『旧軍用地転用史論』 上巻  
(文理閣, 2015年)

細谷 亨

## 1. はじめに

近年、戦前の陸海軍・軍需省が管轄していた軍用地が学術研究の重要なテーマとして取り上げられ、一定の蓄積がみられるようになった。例えば、歴史学においては、「軍隊と地域」という視点から、戦前・戦中における軍用地および「軍都」の形成過程と地域住民との関係について実態分析が進められている<sup>1)</sup>。それに加えて、舞鶴・呉・横須賀など軍港都市を対象とした都市史研究が盛んになっているほか、自治体史でも軍用地の問題を地域史のなかに位置づけようとする動きがみられるようになった<sup>2)</sup>。

また、都市工学・都市計画学では、戦後復興期から高度経済成長期にかけて、都市空間や立地特性の面で旧軍用地がいかなる役割を果たしたのか、都市構造の再編を視野に入れた事例研究の成果が発表されている<sup>4)</sup>。いわば、戦前・戦中・戦後を通じて日本社会に存在した軍用地（戦後は「旧軍用地」）の歴史的意味や機能を明らかにする作業が各方面から着実に進められているといえよう。

そうしたなかで刊行されたのが、地域経済学を専門とする杉野罔明（元立命館大学経済学部教授、立命館大学名誉教授）による長年にわたる研究の集大成ともいえる『旧軍用地転用史論』である。本研究は、上巻（第一部「総論」、第二部「産業分析篇」）と2017年に刊行された下巻（第三部「地域分析篇」）の2巻構成となっている。上巻934頁、下巻954頁、合計1,888頁に及ぶ浩瀚な書物であり、著者が40数年の歳月を費やして完成させた研究の重みを感じさせる。そして何より、個人研究として取り組まれたという事実に驚かざるを得ない。本書は、経済学の立場から、これまで十分に検討されてこなかった戦後日本における旧軍用地の転用実態（とりわけ工場用地への転用実態）を総体として明らかにしようと試みた、まさに記念碑的な労作である。

本稿では、このうち上巻の内容を中心に紹介する。そのうえで、近年の歴史学・経済史学の研究成果との関連も念頭に置きつつコメントを加えたい。本来であれば、上巻と下巻を併せて体系的に吟味すべきであるが、評者の力量不足から、上下巻の内容を過不足なく紹介することは困難であるため、上記のような偏った形式の書評となってしまふことを予め断っておきたい。

## 2. 本書の構成と内容

まずは、本書（上巻）の構成を確認する。そのうえで各章別に内容を詳しくみていこう。構成は以下の通りである。

〔第一部 総論〕第一章 旧軍用財産の概念と実態／第二章 研究課題の設定と研究の意義／第三章 旧軍用財産の転活用に關する基本問題／第四章 旧軍用財産の処分と法的諸問題／第五章 旧軍用地の処理状況／〔第二部 産業分析篇〕第六章 製造業における旧軍用地の取得状況／第七章 非製造業における旧軍用地の取得状況／第八章 旧軍用地取得企業の資本系列分析／第九章 旧軍用地払下価格の評価分析／第十章 国家機構（各省庁）への旧軍用地の所管換／第十一章 都道府県による旧軍用地の転用／第十二章 市町村による旧軍用地の転用／補遺Ⅰ 旧軍用地の私立学校への転用／補遺Ⅱ 旧軍用地の「分類外」への転用／結語

「第一部 総論」は全5章から構成されている。第一章「旧軍用財産の概念と実態」は、本書の具体的課題究明の前提として、旧軍用財産の概念規定や存在状況の把握がなされている。「旧軍用財産」とは、「旧陸海軍および旧軍需省が所管していた行政財産であり、それが戦後不用となったため、普通財産として大蔵省に引き継がれ、昭和23年からは新国有財産法によって大蔵省に委ねられている処分可能な（処分すべき）国有財産<sup>5)</sup>」である。その内容は、軍司令部・練兵場・演習場・兵舎・軍病院・倉庫・貯油所・作業場・兵学校・訓練所・各種砲台・通信施設・見張場・燃料補給所・技術研究所など軍隊の駐留諸施設、飛行場・航空基地・気象観測所などを含む航空諸施設、造兵廠・火薬廠・工廠・工作部・技術廠および機械類などの諸施設や諸設備を合わせた総括的な概念とされる。これに加えて、軍艦など各種軍用船舶、航空機、戦車など各種軍用車両、各種の武器も含まれるが、それらは、大部分が終戦までに破壊・損傷しており、無傷のものも終戦直後に占領軍により押収ないし没収、破壊・解体・焼却され、現物としてはほとんど存在していない状況であった。

旧軍用地を含む普通財産（土地）の面積の推移をみると、1948年の約23億 m<sup>2</sup> から75年は約9億 m<sup>2</sup> に減少している。2010年時点で処分可能な普通財産としての土地は約10億 m<sup>2</sup> 残っている。なお、国有地全体に占める普通財産の比率は48年以降ほぼ1%台で終始しており、国有地のほとんどは行政財産である。普通財産に占める旧軍用地の比率は約60%（1953～55年）であり、「民間に払下げが可能な普通財産（土地）の中では、旧軍用地が最も大きかった<sup>6)</sup>」。公文書が失われたこともあり、戦前の軍用財産の数量を正確に把握することは困難であるが、戦後、大蔵省が引き継いだ旧軍用地の面積および口座数が地方財務局別に把握されている。それによれば、全国で4,276口座・約32億7,600万 m<sup>2</sup>（約10億坪）となっている。なお、著者が後述の「旧軍用財産資料」を用いて再集計した結果、口座数は4,686口座（「借地」51口座を含めると4,737口座）、約32億8,000万 m<sup>2</sup> で、「ほぼそれに匹敵する数値<sup>7)</sup>」となる。規模別では、1万 m<sup>2</sup>～10万 m<sup>2</sup> が1,595口

座と最も多くを占め、10万 m<sup>2</sup>~100万 m<sup>2</sup> の972口座がこれに次ぐ。100万 m<sup>2</sup> 以上の大規模な施設が399口座存在していたことも注目される。なお、工場用地への転用という点で最も可能性が高かったのは、既に工業用地として使用されていた造兵廠、海軍工廠、航空工廠、燃料廠などの跡地とその他の軍需工場の跡地（主に10万 m<sup>2</sup> 以上）で、その面積は「作業場」を含めると2億 m<sup>2</sup> 弱に及ぶものであった。

第二章「研究課題の設定と研究の意義」では、先行研究の論点整理や資料の問題点をふまえたうえで、本書の研究課題・意義が説明される。旧軍用地の工場用地への転用については、主に1960年代以降、地域開発論、工業地理学、コンビナート論、日本経済論、軍事産業史論など様々な分野において取り上げられてきた。ここでは、戦後日本の経済発展に果たした旧軍用財産の役割が「戦争経済の遺産」（安藤良雄）といった形で言及されてきた。ただし、共通しているのは、「旧軍用財産を総体として研究対象とするのではなく、旧陸軍造兵廠、海軍工廠、空廠、燃料廠などの限られた旧軍用施設だけを研究対象としてきた」<sup>8)</sup> ことであり、明治期の官業払下げに比べて「量的にもはるかに大きなもの」にも関わらず、実態を含めてその全体像が明らかにされてこなかった。こうした問題点の背景として、著者は、「参考とすべき資料が、一つのものとしては存在しなかった」ことを挙げている。

そこで、本書では、著者自ら発掘した一次資料である「旧軍用財産資料」（1972年と73年にかけて大蔵省の昭和財政史室が全国の各財務局に依頼して旧軍用地の転活用状況をまとめた資料）を用いて、戦後における旧軍用財産（主に旧軍用地）の転用・活用状況を「総括的に、かつ個別具体的に把握する作業」<sup>9)</sup> が進められる。ただし、研究目的は、悉皆的調査を通じた「個々の事実の明確化」ではなく、あくまで「旧軍用地の払下げに伴う社会経済的諸関係の解明」であり、分析対象は工業用地の場合は3,000 m<sup>2</sup> 以上、その他の場合には1万 m<sup>2</sup> 以上（農地等は10万 m<sup>2</sup> 以上）という一定の基準が設定される。また、旧軍用地の払下げに関する社会経済的関係は多様であるため、払下げの経緯や法制度の問題、旧軍用地の工業用地への転用・活用状況の業種別・地域別・年次別の整理（資料的制約から72年末まで）、製造業など取得企業の資本系列分析、払下価格と資本蓄積の関係、国家機構・地方公共団体への移管状況などが解明すべき具体的課題となる。

以上を通じて、「旧軍用財産の転活用が、製造業の各業種をはじめそれ以外の各産業で、また地域経済の発展にとって、さらには資本蓄積の上で果たしてきた役割を明らかにすること」<sup>10)</sup> が目指される。言い換えれば、旧軍用地の払下げの「背後にあった社会経済的諸関係を明らかにし、さらに、これを地域別に分析することによって、地域産業振興計画等の実施過程において果たしてきた旧軍用地の役割を明らかにすること」<sup>11)</sup> であり、この一文の前半部が上巻、後半部が下巻の課題となる。そして、こうした研究の意義について、「戦後における日本経済史に新しい事実関係を付加し、戦後史を再構築していく上で、重要な手掛かりになるものと思う」<sup>12)</sup> と、著者は述べている。

第三章「旧軍用財産の転活用に関する基本問題」は、戦後における旧軍用財産の転活用に至る経過が国家政策や占領軍（米軍）との関係のなかで検討される。敗戦後の混乱期にあっては、食料危機や住宅難など国民生活の安定が大きな課題となっていた。そのため、旧軍用財産の多くは農耕用あるいは、飛行場を塩田化する方針が打ち出された。工場用地への転用については、日本の復活を危惧する占領軍の意向、旧軍工廠施設や工作機械類の賠償指定とも関わって遅々として

進まなかった。そうした状況は、1940年代末期の東アジアにおける冷戦の深まりなど国際情勢の変化によって次第に緩和され、日本経済の復興といった目的とも相まって、民間への払下げが実施されることになった。なお、終戦直後に策定された特殊物件大綱(45年10月)では、大規模な物件や施設については中央で決定し、小規模な物件や施設は地方において決定するという方針が掲げられている。これは、現在における国有財産中央審議会と同地方審議会の淵源であった。

旧軍港市転換法(1951年)は、旧軍港都市(横須賀・呉・佐世保・舞鶴)の平和産業港湾都市への転換と合わせて、旧軍用財産の転用を目的としたものであったが、「実質的には旧海軍工廠の復活、つまりアメリカ軍の艦艇修理等を意図したもの<sup>13)</sup>」であり、「アメリカ軍による海軍基地の恒久化<sup>14)</sup>」といった性格も帯びていた。本章では、47年以降、旧軍用財産の処理業務(連合軍から返還された兵器・装備品の解体処理など)を担当した産業復興公団の役割についても言及されている。

第四章「旧軍用財産の処分と法的諸問題」は、大蔵省によって処分される場合の法的根拠や処分形態を、国有財産法などの法令との関係で検討している。旧軍用財産(普通財産)の処分は国有財産法に基づいており、他の省庁へ移管する所管換や民間企業等への売払の手続きが厳格に定められている。売払に際しては、転売による不当利益の発生を防止するため、予め用途指定がなされたほか、代金は前納制となっていた。売却価格は、「適正な対価」=「時価」でなければならないが、国有財産特別措置法や旧軍港市転換法では減額売払の措置が定められている。減額は、地方公共団体や社会福祉事業者、学校法人等を対象としたものであり、「民間企業による工業用地の払下価格とは、さしあたり無関係<sup>15)</sup>」である。減額と同様に、地方公共団体・学校法人、さらに旧軍港都市には例外的に特別措置として延納が認められている。国と買受人の間の契約には、一般競争契約と随意契約があったが、旧軍用地の処分に際してはほとんどが後者による売払であった。なお、減額以外に、量的には少ないが、譲与・交換・出資・貸付といった形態が存在したことも記されている。譲与については、旧軍港市転換法でも定められており、横須賀・舞鶴・呉・佐世保の4つの旧軍港都市では、1950年から90年の40年間で約700万m<sup>2</sup>の旧軍用地が譲与処理されている。

第五章「旧軍用地の処理状況」では、『昭和財政史』・『国有財産白書』・『財政金融統計月報』などの文献資料を活用しつつ、終戦から1970年代後半までの期間を時期区分し、旧軍用地がどのように処理されたのかを検討している。終戦から講和までの時期をみると、51年9月までに大蔵省に移管された旧軍用地は約9億4,600坪、占領軍から返還された旧軍用財産の比率は土地86%、建物73%、機械器具17%、権利91%であり、機械器具を除けばその過半が返還されている。

1960年末までの時期では、旧軍用地約10億坪のうち約82%が処分されたこと、横須賀をはじめとする旧軍港都市の処分率は約39%と遅れていたことが確認される。用途別の処分実績では、「その他」=農林省へ有償所管換された自作農創設用が大部分(約84%)を占めたほか、「公用」(行政財産への所管換と地方公共団体の庁舎等に転用)が約10%となっている。工場用地など「産業用」は僅か1.7%に過ぎなかった。64年末までの時期は、売払件数が増加し、その背景に技術革新を含む重化学工業化と工業用地の需要増加、具体的には全国総合開発計画(全総、62年)、新産業都市建設促進法(62年)、工業整備特別地域整備促進法(64年)の影響があったと推測する。なお、72年以降の時期では、取得企業や売払価格など具体的な情報が公開されなくなるため、旧軍用地の処分状況を総括的に把握することが困難になるといった点が指摘されている。

「第二部 産業分析篇」は全7章および補遺Ⅰ・Ⅱから構成されている。第六章「製造業における旧軍用地の取得状況」では、「旧軍用地を取得した産業を各分野（各業種）に区分し、それぞれの産業分野や各業種別に、旧軍用地の取得件数、取得面積、それから取得した時期や地域<sup>16)</sup>」を明らかにすることが目指される。産業部門別では、全体の取得件数1,660件、取得面積約9,185万 $m^2$ のうち、製造業が943件（54.7%）・約4,322万 $m^2$ （46.5%）とほぼ半分を占めていること、製造業のなかでは、件数では、食品149件、輸送機械121件、繊維120件、化学117件が目立っているが、面積では、輸送機械・約793万 $m^2$ （18.4%）、鉄鋼・約712万 $m^2$ （16.5%）、化学・約576万 $m^2$ （13.3%）、繊維・約480万 $m^2$ （11.1%）の4部門で製造業全体の59%を占めていた。輸送機械（自動車製造）・鉄鋼・化学は高度経済成長の主軸となった産業であり、繊維の比重の大きさは、朝鮮特需で生じた「糸偏ブーム」が背景にあったとされる。逆に、家具・印刷・皮革・精密機械は少なかった。こうした産業部門間の不均等性は、当該期の資本蓄積の動向に規定されたものであった。

本章では、各業種別に旧軍用地の取得状況が検討されている。以下、いくつか特徴的な点を挙げつつ整理してみたい。食品では、敗戦直後から朝鮮戦争にかけての時期での払下げが多くなっており（1947年から54年までの期間に全体の64%が集中）、水産加工業、畜産物加工業、農産物加工業、製粉業、菓子製造業などを主な内容としていた。戦後の「食料危機の打開に対応した業種<sup>17)</sup>」であった。水産加工では、大洋漁業（5件、横須賀海軍軍需部・54年など約11万 $m^2$ ）、畜産物加工では森永乳業（歩兵第105連隊・49年、約2万8,000 $m^2$ ）、菓子製造では、明治製菓（第一陸軍造兵廠板橋製造所・53年、約1万8,000 $m^2$ ）、井村屋製菓（3件、津海軍工廠跡地・52年など約2万4,000 $m^2$ ）が比較的多くの面積を取得している。繊維は、各種紡績業、織物業、撚糸等製造業、染色整理業、レース等製造業、化学繊維製造業、綱・網製造業など多岐にわたるが、内訳をみると、鐘紡（5件、岩国陸軍燃料廠防府出張所及び陸軍製絨廠防府工場・50年など計95万 $m^2$ ）に代表される綿糸紡績業が約206万 $m^2$ （43%）を取得し突出しているほか、化学繊維、毛織物、絹糸紡績の4業種で80%を占めていたこと。日本レーヨン（東京第二陸造宇治製造所・64年、約29万 $m^2$ ）や旭ダウ（2件、鈴鹿海軍工廠・52年など約22万 $m^2$ ）に代表される化学繊維業では、1社当の取得平均面積が約11万 $m^2$ であり工業部門で「最大級の取得面積」だったこと、「日本における化繊工業の発達は、旧軍用地の転活用に拠ることが大きかった<sup>18)</sup>」点が指摘されている。毛織物では東亜紡織（2件、横須賀海軍軍需部四日市支部・49年など約32万 $m^2$ ）、絹糸紡績では近江絹糸（4件、加古川飛行場・55年など約42万 $m^2$ ）が大規模な事例である。

工業部門第3位の化学は、「取得件数でみる限り、高度経済成長を担った太平洋・瀬戸内ベルト地帯で多かった<sup>19)</sup>」。代表的なものとして、三井石油化学工業が1956年に岩国燃料廠跡地約32万 $m^2$ を、武田薬品工業が50年以降に光海軍工廠跡地約64万 $m^2$ を取得している。ここでは、「社史」の記述から、山口県光市の工場誘致と武田薬品工業の立地調査が両輪となって工場建設の運動が展開された事実を明らかにしたうえで、そうした用地取得のあり方を一つの典型事例として紹介している。石油精製業では、出光興産（徳山第三海軍燃料廠・56年）をはじめ8社が約268万 $m^2$ を取得したが、その背景には、石油メジャーとの資本提携関係や独占資本間の競争、閣議決定を通じた用地取得企業の選定など「政治<sup>20)</sup>」の介入が存在しており、著者はここに「国家権力を動員した資本蓄積機構の一端」があったことを指摘する。

約720万 m<sup>2</sup> を取得した鉄鋼は、関東から瀬戸内にかけての太平洋ベルト地帯にその大部分 (約620万 m<sup>2</sup>) が集中し、「こうした地域的なアンバランスは、巨大製鉄所およびそれに関連した鉄鋼業の全国的な立地状況に照応したもの<sup>21)</sup>」とされる。旧軍用地を取得した民間企業では八幡製鉄 (6件, 光海軍工廠・54年など約180万 m<sup>2</sup>) が最大級である。取得面積で第1位の輸送機械 (約790万 m<sup>2</sup>) は、8社で約309万 m<sup>2</sup> を取得した自動車製造業が最大である。地域別では、横須賀市や愛知県が多く、日産自動車 (4件, 約108万 m<sup>2</sup>) やトヨタ自動車 (5件, 約45万 m<sup>2</sup>) による用地取得が大きかったことを物語っている。同じく輸送機械に属する船舶製造業では、川崎重工業や日立製作所、舞鶴重工業など大手造船業10社が約246万 m<sup>2</sup> を取得している。ここでも「社史」の記述を手がかりに、日立による用地取得の背景に、他企業との「競合」関係や呉市・広島県当局の「協力」<sup>22)</sup>があったことを明らかにしている。

第七章「非製造業における旧軍用地の取得状況」では、「非製造業であっても、旧軍用地取得の目的を『工場立地』あるいは『産業立地』としている場合には、こうした諸産業における旧軍用地の取得とその転活用状況についても明らかにする必要がある<sup>23)</sup>」ことから、鉱業・建設業・不動産業・商業・運輸業・倉庫業・公益業・サービス業・農林漁業・地方公共団体・公団など非製造業の動向が検討される。非製造業は、残りの約4,862万 m<sup>2</sup> (717件) となるが、ここで特に注目すべきは、運輸 (117件, 約768万 m<sup>2</sup>)、地方公共団体 (46件, 約403万 m<sup>2</sup>)、公社・公団 (109件, 約520万 m<sup>2</sup>) である。

運輸の中心は鉄道業であり、国鉄が31件・約329万 m<sup>2</sup>、大都市近郊型の私鉄 (名鉄・阪神・西武・京浜急行・相模など) および市内・近郊の私鉄 (広島電鉄など) 20社が35件・約358万 m<sup>2</sup> を取得している。目的は主に駅舎・車両基地・修理工場としての活用であった。「国鉄の場合には、戦後における鉄道輸送基盤の整備拡充という役割を果たし、私鉄の場合には、大都市への人口集中<sup>24)</sup>に対応した輸送基盤の拡充という社会的役割を果たす」ことになった。地方公共団体は、産業用地・工場用地・開発用地の名目のもとに大規模な旧軍用地を取得している。府県21件 (約120万 m<sup>2</sup>)、市町村25件 (約283万 m<sup>2</sup>) であり、後者は川崎市と松山市のみで約224万 m<sup>2</sup> を占めている。「『公共性』あるいは『地元の合意』という大儀<sup>(ママ)</sup>が付帯するので、民間企業が申請するよりも取得し易いという利点<sup>25)</sup>」もあった。公社・公団では、日本住宅公団 (44件, 約332万 m<sup>2</sup>) が代表的なものである。住宅地は工業用地ではないが、本書では、労働力を「工場立地因子」の重要な一環として位置づける観点から分析対象に含めている。住宅に関しては地方公共団体の比重も大きく、先の工業用地とは別に194件・約556万 m<sup>2</sup> を取得している。公営住宅・町営住宅・市営住宅・県営住宅・庶民住宅のほか、戦後復興期には、引揚者や戦災者を対象とした「特殊住宅」 (引揚者住宅・戦災引揚者住宅など) にも活用されている。

それ以外の業種でみると、鉱業や建設業などにも払い下げられていることがわかる。鉱業のうち大部分は石炭業 (18件・約136万 m<sup>2</sup>) が占めている。万田坑のある熊本県荒尾市で約60万 m<sup>2</sup> (東京第二陸軍造兵廠荒尾製造所・1950年) を取得した三井鉱山は、用途目的を「炭住用地」としている。ゆえに炭田の集中する北九州地域が多い。熊谷組・鹿島建設など建設業も旧軍用地を取得している。建設業全体は相対的に小規模であるが (50件・約72万 m<sup>2</sup>)、倉庫や資材置場、製材工場などに活用されたようである。

第八章「旧軍用地取得企業の資本系列分析」では、3万 m<sup>2</sup> 以上 (食料品製造業のみ1万5千 m<sup>2</sup>)

以上)の旧軍用地を取得した企業を対象に、六大企業集団に属する企業系列、巨大企業集団に属する企業系列、系列外の企業の3種類に区分し、独占的大企業による旧軍用地の取得比率を製造業の各業種で明らかにすることが目指される。

本章の分析結果によれば、製造業では六大銀行系列（三井・三菱・住友・富士・第一勧銀・三和）が約53%、その他の系列（出光興産・新日鉄・日立・松下・トヨタ・日産など）が約31%で、全体の約84%が巨大資本系列による取得であった（六大銀行系列の取得企業の合計103社、約2,000万<sup>26)</sup>m<sup>2</sup>）。業種別で取得率が高いのは、輸送用機械（96%）、鉄鋼（96%）、化学（81%）、繊維（85%）、石油製品（100%）、鉱業（82%）となっている。製塩のみ系列外の企業が86%を取得している。なお、六大銀行系列内でみると、三井系が最大の地位を占めており、繊維、紙・パルプ製造、鉱業など「いわゆる在来型の業種において卓越した取得状況をみせ」ているほか化学でも大きな比重を占めていること、住友系は化学、金属、一般機械といった「重化学工業において卓越した比重を示して」いるなど、系列ごとに特徴・差異がみられたことが指摘されている。

それ以外の系列では取得企業の合計32社、約1,010万<sup>27)</sup>m<sup>2</sup>であり、「六大銀行系列には及ばないものの、それに匹敵する規模の旧軍用地を取得している」と評価されている。新日鉄系（12社、約301万<sup>28)</sup>m<sup>2</sup>）、日立系（4社、約247万<sup>29)</sup>m<sup>2</sup>）、日産系（1社、約104万<sup>30)</sup>m<sup>2</sup>）が大きな比重を占めていた。なお、これらの産業資本系列が社長会への参加を通じて六大銀行系列と関係を結んでいたケースもみられることから（例えば、トヨタ自動車が三井系の二木会、日立系列が三和系の三水会に席を有している）、「独占的大企業を中核とする巨大産業資本系列を設定する意義と限界」についても言及されている。系列外企業による旧軍用地取得は、製塩を除けば相対的に少ない。製塩については、全体の約86%が内海塩業（約64万<sup>31)</sup>m<sup>2</sup>、倉敷海軍航空隊・49年）など系列外企業6社によって取得されている。ただし、「終戦直後における塩不足の解消のため、国家政策として特別に旧軍用地を払い下げたという特殊な事情」や、塩田による製塩という当時の特有の生産方式もあり、製造業一般における取得状況とは単純に比較できない。

第九章「旧軍用地売却価格の評価分析」では、旧軍用地の払下価格をその周辺地域における工業適地の推定価格と比較し、その高低について「相対的な評価を行う」ことが目指される。独占資本にとっては、国有財産を安く取得することは、資本活動に必要な土地・建物の調達に際して、価格面における必要経費の削減により資本蓄積を円滑に進めることを意味する。ゆえに、価格の高低は、独占資本の資本蓄積様式を検証するうえで不可欠な要素とされる。

本章では、1件あたり1万<sup>32)</sup>m<sup>2</sup>以上の旧軍用地を分析対象として抽出し、その払下価格を、60の地域（441件）および7つの地方（94件）に分け、それぞれについて、年次別・業種別・資本系列別に価格評価を行っている。ここで明らかになったことは、払下価格の評価構成比率は、全産業では「妥当」29%、「割安」24%、「格安」47%で、製造業のそれは「妥当」37%、「割安」34%、「格安」29%であった。いずれも、「割安」と「格安」を合わせた「安値」が過半数を占めていることから、法的には「適正な対価」とはいえ、「実際には、割安感を伴う払下価格」だったことが判明した。業種別で主な部門を確認すると、「安値」の比率は、食品44%、繊維53%、化学42%、石油製品50%、鉄鋼40%、金属40%、輸送機械31%、製塩86%、鉱業92%、地方公共団体64%となっている。資本系列別にみると、六大銀行系列にある企業が必ずしも「格安」で旧軍用地を取得しているわけではなく、系列外企業でも業種によっては「格安」で取得する場合もあっ

たことから、「経済的な力関係だけで、旧軍用地の払下価格を『安値』にしたのではないこと」<sup>31)</sup>が明らかになった。払下価格のすべてが「ただ同然の安値ではなかった」点も重要である。「安値」が多かった時期は大きく二つに分けられる。一つは、戦後復興のもと生産力の整備・育成政策が展開された1948～54年で、もう一つは、高度経済成長の開始に伴い生産力の拡充政策が展開された1957年～62年の期間である。払下価格と国家政策に何らかの相関関係があったことを示している。

第十章「国家機構（各省庁）への旧軍用地の所管換」、第十一章「都道府県による旧軍用地の転用」、第十二章「市町村による旧軍用地の転用」、補遺Ⅰ「旧軍用地の私立学校への転用」、補遺Ⅱ「旧軍用地の『分類外』への転用」は、主に民間の工業用地以外への転活用の実態を数量的に検討したものである。

国家機構への所管換（第十章）については、「いわゆる行政用の用地、具体的には各地域における出先機関の施設用地（庁舎敷地）もあるが、戦後における特殊事情としては、自作農創設特別措置法（昭和21年）により、膨大な旧軍用地が農林省へ有償所管換された」<sup>32)</sup>。その規模は、846件（1件10万 $m^2$ 以上）、面積約21億 $m^2$ であり、旧軍用地の大部分を占めている。地方別でみると、北海道（45%）が突出しており、以下、東北地方（13%）、関東地方（13%）、九州地方（12%）と続いている。代表的な施設としては、北海道の軍馬補充部十勝支部放牧地（本別町、約1億3,129万 $m^2$ ）、軍馬補充部川上支部放牧地（標茶町、約1億3,845万 $m^2$ ）、青森県の軍馬補充部倉内出張所（野辺地町、約3,049万 $m^2$ ）、福島県の軍馬補充部白河支部（西郷村ほか、約3,090万 $m^2$ ）、山梨県の西富士演習場（上九一色村、約1,057万 $m^2$ ）、静岡県の三方原陸軍爆撃場及陸軍飛行場及浜松陸軍演習場（浜松市ほか、約1,304万 $m^2$ ）、岡山県の蒜山原陸軍演習場（川上村ほか、約2,122万 $m^2$ ）などがある。ここでは、戦後の農地改革に旧軍用地の解放が含まれており、「その規模も決して小さなものではなかった」<sup>33)</sup>ことが強調されている。

農林省以外では、文部省（141件、約8,926万 $m^2$ ）と厚生省（168件、約1,078万 $m^2$ ）の無償所管換が注目される。前者は、戦後の学制改革に伴う新制中学および新制大学の創設に際して多くの旧軍用地が活用された。国立大学で多いのは東北大学（17件）、岡山大学（7件）、京都大学（6件）であり、取得面積では九州大学の約2,982万 $m^2$ 、京都大学の約2,144万 $m^2$ 、東北大学の約2,031万 $m^2$ が際立っている。これは大学の「演習林」・「農場」として、北海道や東北地方で取得された用地を含んでいるためであった。国立大学以外では、1961年以降、鈴鹿工業高専、舞鶴工業高専、佐世保工業高専の3校が取得しており、旧軍用地が高度経済成長期における「中堅技術者の養成機関」<sup>34)</sup>の設立とも関わっていたことが指摘されている。

後者は、戦病者・戦傷者に対する病院（陸海軍病院）や療養所、傷痍軍人のための保養所などの旧軍用施設が、厚生省へ無償所管換されたケースである。こうした旧軍用施設は、戦後における医療制度の確立といった政策展開とも関わって、全国の国立病院や療養所の敷地として転用された。時期的には1948年に集中しており、この年だけで約700万 $m^2$ の旧陸海軍病院が国立病院に転換されている。その背景には、「日本陸海軍のすべての病院、療養所の監督権限を、民間人の入院治療に責任を持つ厚生省に移管するよう日本政府に指令」<sup>35)</sup>した占領軍の方針が関わっていた。こうした国立病院は後に県など地方公共団体に運営が移管され、地域医療の中核を担う公立病院として現在に至っている。上記以外で主な国家機構への所管換をみると、50年以降の再軍備

との関連で防衛庁（保安庁）が308件、約3億7,902万 $\text{m}^2$ を無償で取得したほか、提供財産としての旧軍用地、米軍への提供施設が86件で、その面積は約8,566万 $\text{m}^2$ に上っている。

都道府県と市町村への旧軍用地の払下げと転用実態については、産業用地や住宅への転用を検討した第七章でも一部言及されているが、第十一章（都道府県）と第十二章（市町村）では、それ以外の分野も含めた動向がまとめられている。都道府県への払下げは263件、約3,321万 $\text{m}^2$ であった。用途別では、山林農耕地20件、農試種畜等22件、住宅地45件、学校79件、道路軌道35件、産業港湾16件、その他47件となっている。ここでは、「東京の場合には、住宅問題が深刻であったのか、旧軍用地の用途目的では『住宅』が著しく多い。また『学校』への転用も多い。これは、人口の首都圏への一極集中に伴う地域課題である住宅難や入学難の解決策であったとみられる。茨城県は鹿島臨海工業地域の造成のための転用が多く、愛知県の場合には、自動車工業との関連であろうか、『道路』整備が多い。千葉県の場合は、『山林』が多いが、これは東京湾に面した富津海岸（砂州）と海岸防砂林との関連であろう<sup>36)</sup>」というように、都道府県ごとの特色があったことが指摘されている。なお、用途によって払下形態に差異がみられる点も注目すべきである。すなわち、国は時価による払下げ・売払を基本としていたが、学校用地や住宅地を目的とする場合は「減額」が多く（減額率は高いもので50%）、道路を目的とする場合は「譲与」がほとんどであった。こうした傾向は市町村への払下げでも共通してみられた点である。

市町村への払下げは999件、約1億3,383万 $\text{m}^2$ となっている。用途別で多いのは、学校369件、住宅地153件、道路152件の三部門で、それに森林55件、公園40件、水道31件が続く。工場用地は20件であった。工場用地としては、1950年に愛媛県松山市が松山航空隊基地跡地約56万 $\text{m}^2$ を時価で取得し、のち帝人（化学繊維工業）に転売しているのが代表的事例である。都道府県別でみると、北海道（61件、約1,952万 $\text{m}^2$ ）、福島県（17件、約1,779万 $\text{m}^2$ ）、広島県（50件、約1,320万 $\text{m}^2$ ）など用地取得が多かった自治体から、最小規模の石川県（3件、約9万 $\text{m}^2$ ）、奈良県（2件、約4万 $\text{m}^2$ ）、佐賀県（1件、約3万 $\text{m}^2$ ）に至るまで大きな差がみられる。すなわち、市町村ごとに「取得面積や転用形態にかなりの差があり、それは「当該市町村にどれだけの軍事施設が存在していたかという歴史的条件に加えて、それが戦後、当該旧軍用地の利用をめぐる全国的な社会経済的諸関係、具体的には、各業種の諸企業や団体、個人の競合関係、同じく当該市町村内における種々の用途をめぐる競合関係が影響している<sup>37)</sup>」とされている。市町村の具体的な動向については、本書の下巻「第三部 地域分析篇」で考察されるため、ここでは数量的な把握が中心となっている。

なお、本章の分析で注目すべきは、市町村による住宅への転用面積の大きさ（約450万 $\text{m}^2$ ）である。これに都道府県（約114万 $\text{m}^2$ ）、国・日本住宅公団（約332万 $\text{m}^2$ ）、民間（約494万 $\text{m}^2$ ）を合わせると、全部で約1,400万 $\text{m}^2$ の旧軍用地が住宅に転用された計算になる。そうした事実をふまえて著者は、「戦後日本における住宅不足とそれを解決するのに必要な370万戸（経済安定本部の試算）が必要とする土地面積は膨大なもの（試算では約3億 $\text{m}^2$ ）となる。これに対して、旧軍用地が住宅地へと転用された、あるいは転用目的とされた面積は、約1,400万 $\text{m}^2$ であった。この両者には大きな隔りがある。それにもかかわらず、戦後日本における住宅難解消のために、旧軍用地の住宅地への転用が一定の、いや相当に大きな役割を果たした<sup>38)</sup>」と高く評価している。

また、市町村による森林としての活用、具体的には100万 $\text{m}^2$ を超える大規模な「公有林」へ

の転用がみられた点も興味深い。北海道の戸井村（汐首第一砲台など3件、約184万m<sup>2</sup>・52年）、宮城県の中新田町（陸軍獣医学学校鍛冶谷分教場向山牧場、約180万m<sup>2</sup>・48年）・鳴子町（同、約117万m<sup>2</sup>・同）、長崎県対馬の美津島町（城山砲台及同交通路、約153万m<sup>2</sup>・51年）などが代表的なもので、町有林あるいは村有林として転用されている。取得時期は戦後復興期が多い。当該期は「荒廃した国土の保全・整備事業が重視された時期であり、食料危機の打開という政策的必要性が、市町村による旧軍用地の農林関連用地への転用を促したものと思われる<sup>39)</sup>」と述べられている。補遺Ⅰ・Ⅱでは、私立大学・学校法人・学校組合への転用と「分類外」での転用の情報がリストアップされているが、詳細は割愛する。

「結語」では、本書上巻の総括がなされる。旧軍用地の工業用地への転用については、概念・法制度をはじめ、業種、資本系列、地域、私下価格の多面的な分析が行われたほか、国家機構への移管や地方公共団体への譲渡の実態が明らかにされた。ここでは、「国有財産（旧軍用地）の転活用を通じて、つまり国家権力の動員によって、戦後日本における経済復興および高度経済成長における独占資本の強蓄積が行われた<sup>40)</sup>」、「すなわち、国有財産としての旧軍用財産の安価な売却は、国家権力を動員して行う独占資本の蓄積方式の一形態であり、これを数量的に把握することによって、その実態が体制的な規模のものであった<sup>41)</sup>」と、結論づけられている。

### 3. コメント

本書でも言及されているが、日本経済論・日本経済史の分野では、1960年代の安藤良雄に代表されるように、旧軍用財産の存在・転用を「戦争経済の遺産」として理解する議論が存在している。それは、現在の研究史段階にあっても継承されている通説的立場とっていいだろう。例えば、橋本寿朗・長谷川信・宮島英昭・齋藤直『現代日本経済（第3版）』では、「日本、ドイツに共通して、戦争中に拡充された工場設備は、空襲などによってその一部を破壊されたものの、大部分は残存した。日本、ドイツともに工業の潜在的な回復力は高かった<sup>42)</sup>」（傍点部—引用者）というように、それを同じ敗戦国の日独に共通してみられる特質として理解する。国際比較の必要性については、本書下巻の「あとがき」にも記されているように、著者自身、今後検討すべき課題として指摘している<sup>43)</sup>。

また、坂根嘉弘は、「瀬戸内にあった軍需工場の多くには、戦後に新たな有力企業が立地し、コンビナートを軸に重化学工業地帯を形成することになった。もともと臨海部で産業基盤が整っており、かつ技術将校や工廠労働者（技術者）などの人的な遺産が存在したからである<sup>44)</sup>」と述べ、土地・機械設備など物質的な基盤や立地条件だけでなく、労働者・技術者といった「人的な遺産」にも注目している<sup>45)</sup>。「人的な遺産」という点では、教育機関の存在も大きく、それは、「わが国は戦間期の高等工業教育の拡充を前提にして総力戦を戦い、さらに戦時中の教育機関の拡充が高度成長期の技術者需要を満たす歴史的前提、制度的遺産となった<sup>46)</sup>」とする沢井実の指摘によく表れている。日本の戦後復興・高度経済成長との関連を念頭に置いた「戦争経済の遺産」としての理解は、現在、議論の拡張や深化を伴う形で継承されているとってよい。

だが、経済史研究において「戦争経済の遺産」としての議論が積極的な展開をみせる一方で、

旧軍用財産（特に旧軍用地）の払下げと転活用の実態，すなわち，いかなる業種や相手にどれだけの用地がいくらで払い下げられたのか，さらに時期別・地域別の特徴をふまえた全体像については，資料的制約もありこれまで十分に検討されてこなかった。より踏み込んでいえば，本書でも「基本的文献」と位置づけられている1970年代の大蔵省財政史室編『昭和財政史』<sup>47)</sup>の水準を超えるものはみられなかったのである。

そうしたなかで刊行された本書は，大蔵省管財局が保管する一次資料（「旧軍用財産資料」）の分析を通じて，研究史上の空白を埋める実証データを提供したことに加えて，日本経済史や戦後史の「再構築」を視野に入れつつ，『昭和財政史』では遂に果されなかった旧軍用地転用の全体像を明らかにしたところに最大の貢献がある。方法としては，「旧軍用財産資料」の分析を通じた旧軍用地の転用状況の数量的把握を基礎にしなが，社史や市町村史などの文献読解，現地調査・関係者へのヒアリングを組み合わせることで，払下げ・転用に関与した政府・地方公共団体・企業など当事者の意図や協調・対抗関係といった次元にまで考察が及んでおり，その指摘には説得力がある。

本書が明らかにした旧軍用地の転用実態について，評者がとりわけ印象に残ったのは，以下の二点である。一点目は，従来強調されてきたコンビナートに代表される重化学工業部門だけでなく，食品加工業や繊維業など軽工業部門，運輸業・建設業など非製造業でも広範な払下げが実施されたこと，いわば，払下げは製造業全体かつ非製造業も含めて実施されたのであり，巨大な企業集団＝独占資本から系列外の企業群に至るまで，実に多くの企業（個人名義を含む）が旧軍用地を取得・活用していた事実である。このうち前者が取得件数・取得面積で大部分を占めていたことが資本系列分析から明らかになった。そうした点は裏を返せば，戦後日本の経済過程における国家（政府）の役割の大きさをあらためて浮上させることになるだろう。

二点目は，国家機構への所管換における自作農創設（農地改革）への寄与の大きさ，国立病院や国立大学など戦後の医療供給体制・高等教育制度に果たした役割，地方公共団体・住宅公団への払下げによって可能となった大規模な住宅供給など，戦後日本の経済社会に与えた影響の大きさである。すなわち，膨大な量の旧軍用地の存在と戦後復興・高度経済成長の展開，あるいは当該期における人びとの労働・生活基盤との有機的な結合関係を，具体的な歴史像として提示したことが重要であろう。その過程では，戦後日本経済の総体や地域特性を帯びた産業構造といったマクロな局面と，地域社会や地域住民との関係性などミクロな動態の両面から把握する必要があり，著者は上巻で前者，下巻で後者の課題に取り組んでいると，評者は理解した。

なお，一点目に関することとして，製造業で約4,322万 m<sup>2</sup> の旧軍用地が転用された点については，どの程度のインパクトがあったのか，当時の日本における製造業全体の工場敷地面積をふまえた検証があった方がイメージしやすかったのではないと思われる。この点について，評者が試みに「工業統計表」のデータで算出したところ，1958年時点の製造業における工場敷地面積（従業員数30人以上の事業所）は約4億5千万 m<sup>2</sup><sup>48)</sup>で，製造業に払い下げられた旧軍用地の総面積はその約9.5%となる。高度経済成長が終わりを迎える73年時点でのそれは約12億 m<sup>2</sup><sup>49)</sup>であり，同じくその比率は約3.6%であった。ごく限られたデータによる単純な比較ではあるが，上記の数値から判断する限り，高度経済成長期の製造業における工場敷地総面積の約4～10%に相当する規模に達していた可能性がある。

もちろん、この点については厳密な検証が必要であり、もとより過大評価は慎むべきだが、それでも戦後日本の工業生産に与えたインパクトは決して小さなものではなかったことは間違いない。著者が本書で示した転用実態の検証結果と歴史像の正当性を裏付けるものといえよう。旧軍用地の払下げを通じた工業生産力の拡充という政府の役割については、石油化学工業など特定業種を除けば十分議論が深まっていないのが現状であり<sup>50)</sup>、独占的大企業による資本蓄積方式の一形態としての位置づけなど本書の成果を含めて、あらためて戦後日本経済史の文脈に正しく位置づける必要があるように思われる。

二点目に関しては、戦後の地域経済社会を理解するうえで、旧軍用地の存在が極めて重要な意味をもっていたことであり、それは本書上巻に示された業種別・地域別の数量的データと、下巻の「地域分析篇」を通じて実証研究が進められている点に示されている。ここで評者が注目したいのは、旧軍用地の存在および転用の動態が、戦後の地域経済の構造や地域イメージを形づかったこと、住民意識のあり方に影響を及ぼしたことである。

本書下巻の分析から山口県岩国市の事例を紹介しておこう。岩国市では、岩国燃料廠跡地約87万m<sup>2</sup>に代表される旧軍用地が石油化学工業の工場用地に転用されコンビナートを形成したほか、「集積利益」を求めて関連産業が地域的に集中するようになったことで、「既存の旧軍用地だけでは、工業用地として不足するようになり、岩国の海岸埋立事業が急速に進捗して<sup>51)</sup>」った。その結果、岩国は「税収は増え」たが、「工業と公害の町」として認識されるようになり、「かつての美しい岩国の山と河をとりもどせ」という声も次第に強くな<sup>52)</sup>っていく。そうした状況とも関わって、1974年に実施された第1回岩国市市民意識調査によれば、多くの市民が、「公害を出さない工業」や「従業員の地元採用」といった条件付きでの工場導入を支持しつつも、「工業都市」ではなく、「教育文化都市」・「福祉都市」あるいは「観光都市」としての発展を望むようになったという。岩国にはそれ以外でも米軍基地問題があり、上記の局面を把握するだけでは十分ではないが、旧軍用地の転用を起点とする重化学工業化の帰結と住民意識の関係を考えるうえで興味深い事例であり、地域で暮らす人びとにとって戦後復興・高度経済成長とは何だったのか、そうした経験を照射する手がかりになると思われる。

それから、もう一つの事例として、近年刊行された『小平市史 近現代編』をもとに、東京都小平市の動向を取り上げてみたい。同書では、戦時中に軍用地の集積がみられた事実(=「戦時開発」)をふまえたうえで、戦後の旧軍用地の転用を「戦時開発地の再出発」と位置づけ、用途面での連続性の有無から以下の4つの類型に区分している<sup>53)</sup>。①「非軍事化」=非軍事の公共施設への転用(東部国民勤労訓練所→東京都心身障害者公共職業補導所、傷痍軍人武蔵療養所→国立武蔵療養所、陸軍経理学校→東京管区警察学校・建設省地理調査所技術員養成所)、②「農地への再転換」(陸軍経理学校練兵場・兵器補給廠小平分廠→農地)、③「再軍事化」(陸軍経理学校→陸上自衛隊小平駐屯地)、④「軍民転換」(兵器補給廠小平分廠→ブリヂストンタイヤ東京工場、陸軍経理学校→住宅公団小平団地)。1950年代後半、ブリヂストンタイヤ進出以前の小平では、「会社、工場など町財政をうるおす“ドル箱的存在”が何一つなく戦時中の陸軍技術研究所や経理学校、傷痍軍人療養所、国民勤労訓練所もそれぞれ警察学校や職業訓練所などにそのまま衣替えして“貧乏病”のクスリには一向ならない<sup>54)</sup>」と認識されていた。先の類型化とこうした記述からは、①～③は用途面で戦前・戦時からの連続性が色濃くみられるのに対して、④は高度経済成長期の郊外開発を象徴する施設への

転換であり、断絶がみられたことが読み取れる。それだけに、景観の変貌など地域社会に与えたインパクトという点では④が最も大きかったといえるが、経済効果という点では限定的であり、小平の「戦時開発地の再出発」の基本線はあくまで①にあった。その点について同書では、「経済効果は少なかったが（中略）施設の存在自体は生活環境を破壊するようなものではなく、むしろ地域の良好な環境の維持に結びつき、医療・福祉・教育施設の立地する『田園郊外』というイメージを地域に付与するもの」であり、「長期的にみて、さまざまな意味で、小平の財産とな<sup>55)</sup>った」と評価している。

上記はごく限られた事例に過ぎないが、地域分析に際しては、工場用地への転用実態（工場誘致）だけでなく、戦前・戦時と戦後の連続／断絶をふまえつつ、国家機構への所管換や地方公共団体への払下げがもたらした効果、地域イメージや住民意識を含めた総体として長期的な視野から旧軍用地の果たした役割についても注目する必要がある。また、一般的な事例とは言い難いが、戦後、旧軍用地（陸軍兵器補給廠田奈分廠）が米軍に接収され、返還後は、皇太子成婚を記念して児童厚生施設（こどもの国、1965年開園）に転換した横浜市<sup>56)</sup>の事例も確認されている。背景として、自治体や地域住民による米軍接収地の返還運動があったといわれる。当該用地に関する所管換・払下げの変遷を含めた転用実態、史実としては十分検討されていない皇室（象徴天皇制）との結びつきや社会運動の展開にも留意しつつ、地域における旧軍用地の歴史的意味について検討する必要があるだろう。上記のような視角からの分析は緒についたばかりであり、むしろ今後の歴史研究の重要な課題であるが、本書上巻の数量的把握・産業分析や下巻の地域分析の成果と重ね合わせて吟味することで、より立体的かつ重層的な戦後日本の地域経済社会の姿が浮かび上がってくるように思われる。

さらに、本書には、戦後史研究を豊富化するような素材が多く含まれていることも特筆すべき点である。例えば、戦後復興期に地方公共団体が取得した旧軍用地の用途において住宅用地が多くみられたこと、そのなかに引揚者住宅が含まれていた事実<sup>57)</sup>については、従来の研究では十分検討されてこなかった。さらに、下巻に収録された山口県光市の事例では、「旧海軍工廠関連の用地として、徴用拘引の宿舎などが多数あり、戦後、外地からの引揚者などが、『光へ行けば家がある』<sup>58)</sup>という話が紹介されている。最近の「引揚げ」研究によれば、敗戦後、郷里に帰還した引揚者は、厳しい住宅事情のなかで生家や親戚のもとに身を寄せるか、間借・借家、公会堂・寺院などに仮入居するほかなかった。だが、その後、地域住民の生活面における様々なニーズの高まりもあり、引揚者世帯は仮入居先からの退去を要求されることになる。<sup>59)</sup>そのため、引揚者の住宅が必要となり、市町村など地方公共団体が国費補助を受ける形で引揚者住宅の建設に着手したという経緯がある。引揚者にとって切実な要求である住宅問題の解決に一部で旧軍用地が活用されていた事実、あるいは、郷里に定着できず他地域・都市に移動せざるを得なかった引揚者とその住居となった旧軍用施設の存在は、戦後における貧困問題（貧困研究）や社会福祉行政の展開を検討するうえでも重要な知見となるだろう。

本書によって、旧軍用地の転用に関する研究水準は飛躍的に引き上げられた。今後、当該テーマに関する研究にとって参照すべき基本文献になることは間違いない。また、本書は旧軍用地の転用と戦後日本経済・地域経済の構造・展開を中心テーマに据えつつも、それだけにとどまらず、官業・国有地払下げという事象から近現代日本経済史の「再構築」を展望し得るような極めてス

ケールの大きな研究でもある。歴史研究者のみならず、国有財産・地域経済の現状に関心を寄せる多くの人びとにもぜひ手に取って欲しい。さらに付け加えれば、旧軍用地を取得した企業のなかには、現在もなお、その土地を生産拠点・事業所として活用しているケースが少なくない。経営学や経営史の観点からみても有益な情報を提供してくれるだろう。

本稿では、主に上巻の内容・論点を中心に整理し、日本経済史・日本近現代史を専門とする評者の視点からコメントを加えた。下巻の内容については、評者の力量不足から十分に紹介することができず、著者の研究成果を体系的に吟味することは叶わなかった。そのため、著者の意図を汲み損ねている点、本書の価値を十分に伝えられていない点もあると思われるが、そうした点についてはどうかご寛恕願いたい。

[付記] 本稿は日本学術振興会科学研究費助成事業（若手研究／課題番号：19K13352）の研究成果の一部である。

#### 注

- 1) 荒川章二『軍隊と地域』（青木書店、2001年）、荒川章二『軍用地と都市・民衆』（山川出版社、2007年）、松下孝昭『軍隊を誘致せよ：陸海軍と都市形成』（吉川弘文館、2013年）、『地域のなかの軍隊』第1巻～第9巻（吉川弘文館、2014～2015年）。
- 2) 『軍港都市史研究』第1巻～第7巻（清文堂出版、2010～2018年）、高村聰史『〈軍港都市〉横須賀』（吉川弘文館、2021年）、上杉和央『軍港都市の一五〇年』（吉川弘文館、2021年）。
- 3) 小平市史編さん委員会編『小平市史 近現代編』（小平市、2013年）、相模原市教育委員会教育局生涯学習部博物館編『相模原市史 現代テーマ編（軍都・基地そして都市化）』（相模原市、2014年）。
- 4) 今村洋一『旧軍用地と戦後復興』（中央公論美術出版、2017年）。都市計画学の視点に立つ同書は、戦後復興期の都市計画と旧軍用地の歴史を検討することで、遊休国有地のリザーブ用地としての機能や都市構造の再編を図るための土地資源としての役割などを明らかにし、現在の都市問題の解決、都市づくりに役立terるという問題関心が存在している（同書、323頁）。
- 5) 杉野園明『旧軍用地転用史論』上巻（文理閣、2015年）、6頁。
- 6) 同上、16頁。
- 7) 同上、69頁。
- 8) 同上、129頁。
- 9) 同上、130頁。
- 10) 同上、131頁。
- 11) 同上、「緒言」。
- 12) 同上、「緒言」。
- 13) 同上、179頁。
- 14) 同上、185頁。
- 15) 同上、231頁。
- 16) 同上、280頁。
- 17) 同上、291頁。
- 18) 同上、326頁。
- 19) 同上、351頁。
- 20) 同上、384頁。
- 21) 同上、408頁。
- 22) 同上、439頁。

- 23) 同上，458頁。
- 24) 同上，475頁。
- 25) 同上，505頁。
- 26) 同上，564頁。
- 27) 同上，568頁。
- 28) 同上，569頁。
- 29) 同上，586頁。
- 30) 同上，703頁。
- 31) 同上，703頁。
- 32) 同上，705頁。
- 33) 同上，750頁。
- 34) 同上，774頁。
- 35) 同上，785頁。
- 36) 同上，821頁。
- 37) 同上，840頁。
- 38) 同上，886頁。
- 39) 同上，889・890頁。
- 40) 同上，928頁。
- 41) 同上，930頁。
- 42) 橋本寿朗・長谷川信・宮島英昭・齋藤直『現代日本経済 第3版』（有斐閣，2011年），35頁。
- 43) 「旧植民地であった満州，朝鮮，台湾などにあった旧日本軍の軍事施設について，その現況がどのようなになっているかという問題もある。例えば，奉天（現瀋陽）の鉄西区などの変容などについては，国際的な共同研究が必要だと思われる。さらには，日本と同じく敗戦国であったドイツやイタリアなどの旧軍用地が戦後どのようなになったのか，平和経済あるいは軍縮経済という視点からも，国際的比較研究がなされても良いのではないかと思う。」（杉野罔明『旧軍用地転用史論』下巻，文理閣，2017年，953頁）。
- 44) 坂根嘉弘「陸海軍と中国・四国・瀬戸内の経済成長」（坂根嘉弘編『地域のなかの軍隊5 中国・四国 西の軍隊と軍港都市』，吉川弘文館，2014年），147頁。
- 45) 戦時中の海軍工廠での経験が戦後の地域産業の担い手を生み出す要因になった点も見逃せない。一例を挙げれば，広島県福山市にある栄工社の創業者は，呉海軍工廠教習所卒業後，呉海軍工廠航海兵器工場に勤務し，終戦後は福山において呉海軍工廠の同僚とともに，戦後復興に必要なとされていた電線など建設資材を取り扱う問屋として起業したという（張楓「備後福山機械工業集積の形成と発展」，張楓編『備後福山の社会経済史—地域がつくる産業・産業がつくる地域』，日本経済評論社，2020年，46頁）。
- 46) 沢井実『帝国日本の技術者たち』（吉川弘文館，2015年），21頁。
- 47) 前掲杉野『旧軍用地転用史論』上巻，83頁。同書では，大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—第9巻（国有財産・造幣・印刷・専売）』（東洋経済新報社，1976年）のほか，大蔵省昭和財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—第19巻（統計）』（東洋経済新報社，1978年）などが挙げられている。
- 48) 通商産業省企業局・通商産業大臣官房調査統計部『昭和33年工業用水統計表』（1960年）。
- 49) 通商産業大臣官房調査統計部『昭和48年工業統計表 用地・用水編』（1976年）。
- 50) 平井岳哉「石油化学工業の誕生と産業政策」（下谷政弘・鈴木恒夫編『講座・日本経営史5「経済大国」への軌跡1955～85』，ミネルヴァ書房，2010年），岡田知弘「高度成長の過熱と終焉」（大門正克・大概奈巳・岡田知弘・佐藤隆・進藤兵・高岡裕之・柳沢遊編『高度成長の時代2 過熱と揺らぎ』，大月書店，2010年）。

- 51) 前掲杉野『旧軍用地転用史論』下巻, 688頁。なお, 岩国市には戦前・戦時期の段階で東洋紡, 帝人, 山陽パルプ, 興亜石油などの化学工場が進出しており, 築堤工事も進められるなど, 工業化の基盤が存在していた点にも留意する必要がある(山口県編『山口県史 史料編近代5』, 2008年, 550～552頁)。
- 52) 前掲杉野『旧軍用地転用史論』下巻, 689頁。
- 53) 前掲小平市史編さん委員会編『小平市史 近現代編』, 383・384頁。
- 54) 同上, 384頁。
- 55) 同上, 384・385頁。
- 56) 「こどもの国」の設立にあたっては, 厚生省内に特別委員会が設置され, 立地の選定を含めた議論が行われている(池田邦二編『こどもの国三十年史』, 社会福祉法人こどもの国協会, 1996年, 16・17頁)。同書によれば, 地域の動向について, 「横浜市の大下助役が田奈弾薬庫を『子供の施設』の候補地とするよう厚生省に申し入れてきた背景には, 国の力をかりて米軍接収地を返還してもらおうとのねらいがあった」, 「当時, 横浜市内には米軍の接収地がきわめて多く, 沖縄に次ぎ, 国内では第一といわれていた。その接収解除は, 戦災で焼け野原となった横浜市の復興のための緊要事であった。このため, 同市は終戦直後から神奈川県と協力してその解除を国や米軍に要望してきた」, 「地元・港北区奈良町の住民も, その返還をもとめるべく, 昭和三十五年二月十日, 奈良町町民大会をひらき『駐留軍田奈基地閉鎖に伴う陳情書』を採択し, 県や市にその実現を要望した」と記載されている(同書, 43・44頁)。
- 57) 本書に掲載されている「引揚者住宅」は以下の通りである。北海道標茶町(1952年), 青森県弘前市(1948・49・50年), 茨城県阿見町(1953年), 静岡県沼津市(1950年)。それ以外に, 「戦災引揚者住宅」として宮城県石巻市(1951年), 「引揚者・市営住宅」として愛媛県松山市(1951年), 「引揚・戦災住宅」として福岡県久留米市(1948年)が確認できる(前掲杉野『旧軍用地転用史論』上巻, 516～520頁)。引揚者住宅については, 島村恭則編『引揚者の戦後』(新曜社, 2013年, 30～49頁)でもいくつかの事例が紹介されているほか, 福山市制六十周年記念誌「風雪に耐えて」編集会編『風雪に耐えて』(1977年)など地方史の中にも記述を確認することができるが, 全国的な立地状況を含めた全体像についてはまだ十分に明らかにされているわけではない。
- 58) 前掲杉野『旧軍用地転用史論』下巻, 700頁。
- 59) 例えば, 長野県下伊那地方のある村では, 引揚者3世帯7人が寺院に借家していたが, 「保育所として開放の計画の為住宅に困難する」ことになった。それ以外のケースでは, 「引揚後第六区公会堂に居住して居る処, 最近の区民の会合度数多き為退去を希望せられ困却中」, 「親戚に仮住居するも三部屋に二世帯九人の大世帯で困難して居り至急別居を要するもの」, 「親戚に仮住居, 公会堂等転々至急住居を要す」と報告されている(川路村長「昭和二十五年度海外引揚者住宅建設費負担金交付申請書」1950年3月25日, 川路村役場『住宅関係綴』)。以上の記述は, 拙著『日本帝国の膨張・崩壊と満蒙開拓団』(有志舎, 2019年, 260頁)による。なお, 最近の「引揚げ」研究の動向については, 拙稿「人の移動」(日本植民地研究会編『日本植民地研究の論点』, 岩波書店, 2018年)および接稿「史学・経済史学の研究動向」(日本村落研究学会企画・藤井和佐編『年報村落社会研究』第57集, 農山漁村文化協会, 2021年)を参照されたい。